

東京都立大学 学士課程教育

「卒業の認定に関する方針」及び「教育課程の編成及び実施に関する方針」

プログラムの名称：法学部

1. 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー：DP）

（1）取得できる学位

学士（法学）

（2）取得できる資格

なし

（3）育成する人材像

法学部は、法律学・政治学の専門教育により学生一人一人の能力を引き出し、公務員、法曹、研究者、企業人その他専門家として社会の発展を牽引しうる人材を育成する。

（4）プログラムの特色

全学共通科目（いわゆる教養科目）については、所定の単位を修得させる。ただし、法律学・政治学の学修上基礎となる科目については、法学部推奨科目とする。専門教育科目については、科目の性質を考慮した学年配当とし、1年次から専門教育科目の学修が始まり、2年次には必修科目を中心に学修の基盤を構成する科目を、3・4年次には選択科目を中心に発展的・専門的事柄を扱う科目を多く配置することにより、法律学・政治学のいずれについても、基礎的事柄から最先端の研究成果に至るまで体系的に学修させる。また、教員と学生との直接的な対話が成り立つ少人数教育を通じて、法律学・政治学への深い知識を修得することに加え、実態調査、プレゼンテーション、ディスカッションのスキルを身につけることができる。さらに、法学部内では、コースを越えた科目の履修を広く認め、幅広い学識に裏打ちされた論理的思考力を育成する。

（5）獲得すべき学修成果

①分野固有の知識・理解及び技術

- ・法律学コースにおいては、既存の法体系やその背景にある歴史・理論についての知識・理解、及びこれらを基盤として新たに立法・政策提案を行う技術。
- ・法律学コースに置かれる法曹養成プログラムにおいては、法曹としての基本的な資質と、法律基本科目を中心に基礎的な法理論についての正確な知識・理解に基づく法解

積・法適用の技術。

・政治学コースにおいては、国や地方自治体、国際社会の原理や仕組みに関わる知識・理解、及びこれらを基に現代の政治的諸問題の解決に向けたヴィジョンを打ち立てる構想力。

②当該分野以外においても普遍的に有用性を持つ能力

・学問的裏付けのある手法により、資料・文献を適切に収集し、それらを論理的に分析する能力。

・人間の社会生活の根幹をなす法と政治の研究を通じた、社会事象全般についての包括的・総合的な理解力。

(Ⅰ 法学部法学科の学位プログラムで独自に身に付ける能力)

- ・既存の法体系を正確に理解し、法規範を解釈する能力
- ・法体系の背後にある歴史や理論を理解する能力
- ・現行の法制度の理解を踏まえて、新たな立法・政策提案を行う能力
- ・国や地方自治体、国際社会の原理や仕組みを理解する能力
- ・現代の政治的諸問題の解決に向けたヴィジョンを構想する能力
- ・法律学・政治学の資料・文献を適切に収集して論理的に分析する能力
- ・法と政治の研究を通じた、社会事象全般に関する包括的・総合的な理解力

(Ⅱ 東京都立大学の学生が共通して身に付ける能力)

- ・コミュニケーション能力
- ・情報活用能力
- ・総合的問題思考力
- ・論理的思考力
- ・能動的学修姿勢
- ・倫理観、社会的責任の自覚
- ・異なる文化・社会への理解

(6) 卒業要件

①法律学コース（法曹養成プログラムを除く）、政治学コースの卒業要件

卒業に必要な全単位は 124 単位である。その内訳は、下表記載の通りである。なお、本学在学生在が卒業要件を確認する場合は、必ず入学年度の「履修の手引」を参照すること。

全学 共通 科目	基礎 科目 群	基礎ゼミナール	2 単位	124 単位以上 (*7)		
		情報リテラシー実践	2 単位以上 (*1)			
		基礎英語科目	8 単位			
		未修言語科目・選択英語科目 (*2)	(*3)			
		理系共通基礎科目				
		保健体育科目	(*4)			
		キャリア教育科目				
	教養 科目 群	都市・社会・環境	14 単位以上 (*5)		72 単位 以上	
		文化・芸術・歴史				
		生命・人間・健康				
		科学・技術・産業				
		総合ゼミナール				
	基盤 科目 群	人文科学領域	14 単位以上 (*5)			72 単位 以上
		社会科学領域				
自然科学領域						
健康科学領域						
科 専 目 門 群 教 育	コース指定科目のうちA科目	24 単位	72 単位 以上			
	コース指定科目のうちAB科目	4 単位 (*6)				
	コース指定科目のうちB科目	32 単位以上				
	他学部・他学科・コースの専門教育科目					

*1 必修科目：情報リテラシー実践 I

*2 未修言語科目（とりわけドイツ語、フランス語、中国語、朝鮮語のいずれか）の履修を強く推奨する。

*3 未修言語科目（第二群・第三群）及び選択英語科目（第四群）を合わせて 16 単位まで算入可

ただし、2021 年度以前に入学した学生については、選択英語科目（第四群）は含まない。

*4 保健体育科目：8 単位まで算入可

*5 教養科目群、基盤科目群の履修に際しては、以下に掲げる法学部推奨科目を含めて履修することが望ましい。

○法学部推奨科目：法学入門 日本国憲法 民法入門 刑事法入門

現代政治入門 政治理論入門

*6 4 単位を超えて履修した AB 科目の単位については、B 科目の単位として卒業単位に算入する。

*7 単位互換協定に基づく科目は、卒業単位には含まない。

②法律学コース（法曹養成プログラム）の修了要件・卒業要件

法曹養成プログラムを修了し、法学部（法律学コース）を卒業するために必要な全単位は124単位である。その内訳は、下表記載の通りである。

また、法曹養成プログラムの修了には卒業単位数の要件に加えて、下記の修了要件を満たさなければならない（修了要件を満たさない場合も、法律学コースの卒業要件を満たしている限り、法学部（法律学コース）の卒業が認められる）。

なお、本学在学生在が卒業要件を確認する場合は、必ず入学年度の「履修の手引」を参照すること。

全学 共通 科目	基礎 科目 群	基礎ゼミナール	2単位	124単位以上 (*6)
		情報リテラシー実践	2単位以上(*1)	
		基礎英語科目	8単位	
		未修言語科目・選択英語科目(*2)	(*3)	
		理系共通基礎科目		
		保健体育科目	(*4)	
		キャリア教育科目		
	教養 科目 群	都市・社会・環境	14単位以上(*5)	
		文化・芸術・歴史		
		生命・人間・健康		
		科学・技術・産業		
		総合ゼミナール		
	基盤 科目 群	人文科学領域		
		社会科学領域		
自然科学領域				
健康科学領域				
科 目 群 教 育	法曹養成プログラム指定科目のうちA科目	50単位	72単位 以上	
	法曹養成プログラム指定科目のうちB科目	10単位以上		
	他学部・他学科・コースの専門教育科目			

*1 必修科目：情報リテラシー実践Ⅰ

*2 未修言語科目（とりわけドイツ語、フランス語、中国語、朝鮮語のいずれか）の履修を強く推奨する。

*3 未修言語科目（第二群・第三群）及び選択英語科目（第四群）を合わせて16単位まで算入可

ただし、2021年度以前に入学した学生については、選択英語科目（第四群）は含まない。

*4 保健体育科目：8単位まで算入可

*5 教養科目群、基盤科目群の履修に際しては、以下に掲げる法学部推奨科目を含めて履修することが望ましい（上段4科目の成績は、2年次からの法曹養成プログラムへの所属の可否の判定資料となる）。

○法学部推奨科目：法学入門 日本国憲法 民事法入門 刑事法入門
現代政治入門 政治理論入門

*6 単位互換協定に基づく科目は、卒業単位には含まない。

[法曹養成プログラム修了要件]

1. A科目 50 単位及びB科目 10 単位以上を修得していること。
2. 卒業年度の年度末の時点の平均評定算定対象科目の平均評定が 3.7 以上であること（早期卒業の場合は、別途成績優秀の基準を満たさなければならない。平均評定の算出方法については「履修の手引」で確認すること）。

なお、4 年次の前期末の時点において、平均評定が 3.5 以上であり、かつ、全ての A 科目の単位修得が年度末までに可能である場合には、法曹養成プログラム修了見込者と認める（平均評定の算出方法については「履修の手引」で確認すること）。

③早期卒業要件（法律学コース・法曹養成プログラム）

以下の要件を全て満たした場合は、3 年の在学で卒業することができる。

1. 法曹養成プログラム所属学生で、法学部で定める卒業要件（ただし、在学年数を除く）及び法曹養成プログラム修了要件を満たしていること。
2. 法学部で定める早期卒業のための成績優秀の基準を満たしていること。
早期卒業のための成績優秀の基準は、卒業判定（3 年次の 3 月）の時点で、平均評定算定対象科目の平均評定が 4.0 以上であることである（平均評定の算出方法については「履修の手引」で確認すること）。
3. 法科大学院入学試験に合格していること又は法学部における口頭試問で特に優秀であると認められること。

なお、早期卒業を希望する 3 年次の学生は所定の時期に早期卒業の予備申請を行わなければならない。早期卒業の予備申請を行った学生について早期卒業見込の判定を行い、3 年次の前期末の時点において平均評定算定対象科目の平均評定が 3.8 以上であり、かつ、全ての A 科目の単位修得が年度末までに可能である場合には、早期卒業見込者と認定する（平均評定の算出方法については「履修の手引」で確認すること）。

2. 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー：CP）

（1）学士課程の教育課程編成の基本方針

本学における学士課程の教育課程は、専門分野の基本的な知識・理解及び技術を身に付けさせる専門教育、並びに、専門外の分野の知識・理解を含む幅広い教養を身に付けさせる全学共通教育によって編成する。また、全学共通教育と専門教育の双方において、普遍的に有用性を持つ能力を獲得・強化することができるよう、それぞれの開講科目の履修によって獲得できる能力を明示する。以上により、本学の学士課程にふさわしい学修成果の幅と深さを確保できる体系的な教育課程を編成し、本物の考える力を育成する。

（2）全学共通教育の教育課程編成等に関する基本的考え方

①教育課程編成の方針

全学共通教育においては、専門外の分野の知識・理解を含む幅広い教養、専門教育の基礎的・導入的な知識や技術、普遍的に有用性を持つ基礎的能力など、本学の学士課程の卒業生に期待される一定の共通性と幅を持った学修成果を獲得できるように、基礎科目群、教養科目群、基盤科目群からなる体系的な教育課程を編成する。

②教育・学修方法に関する方針

学生に能動的な学修姿勢を身に付けさせるために、知識伝達型授業にもアクティブ・ラーニングの導入を推進し、課題解決型等の多様な授業を提供するとともに、授業方法、授業外学修、他の授業科目との関連性等をシラバスに記載する。さらに、各科目で身に付けるべき知識・能力を明らかにしたカリキュラム・マップや、学修の段階や順序を示したナンバリングを実施することにより、体系的かつ組織的な教育を展開する。

③学修成果の評価に関する方針

学修成果の評価の在り方については、評価方法をシラバスに明示するとともに、同一の科目群において著しい成績分布の差異が生じないように、科目群ごとに目標とする成績分布を定め、厳正かつ客観的な成績評価を実施する。

（3）専門教育における教育課程編成等に関する基本的考え方

①教育課程編成の方針

科目の性質を考慮した学年配当を行うことにより、「卒業の認定に関する方針」にて記された知識・理解・技術及び能力を各学生に習得させる。具体的には、1・2年次には、必修科目を中心に、基礎的事柄を扱い、比較的人数の多い、講義形式による科目を多く配当する。これに対し、3・4年次には、選択科目を中心に、より発展的・専門的事柄を扱う科目や、比較的少人数の科目、演習形式による科目等を多く配当する。

なお、法律学コースに置かれた法曹養成プログラムは、法科大学院への進学を主たる目

的とした履修プログラムであり、上記の方針に基づきつつ、法曹（裁判官・検察官・弁護士）を志望する学生が法科大学院進学後に司法試験に早期で合格するための基礎的能力を身につけることができるよう、学部の早い段階から法科大学院教育と一貫性・体系性のある効果的な教育を提供する。法曹養成プログラムでは、体系的かつ段階的な学修を効率的に行うことができるよう科目配置を工夫し、3年での早期卒業を標準とすることを可能としている。

②教育・学修方法に関する方針

講義、演習など、科目の教育目標に応じて最適な形式の授業を実施する。

③学修成果の評価に関する方針

演習・卒業論文等を除く専門教育科目の成績評価について「成績評価分布基準」（法学部授業概要に掲載されている）を定め、1（不可）・0（評価対象外）を除いた成績評価の分布に一定の原則的基準を設けている。

（4）学修成果と授業科目の対応表

別添のとおり

（5）全学共通科目における学修成果の確保のための履修要件・履修指導等の基本的考え方

各学年における成績不振者に対しては履修指導を行う。また、2年次修了判定において、基礎ゼミナール2単位及び言語科目（第一群～第四群言語科目：2021年度以前に入学した学生については、第一群～第三群言語科目）6単位の修得を要件に含めることで、所期の目的を達成させる。法律学・政治学を専門的に学ぶにあたって踏まえておくべき基礎を習得させるため、法学部に所属する学生に対して推奨科目を提供する。

（6）年次進行判定

2年次の終わりに、2年次修了判定を行う。2年次修了のためには、基礎ゼミナール2単位及び言語科目（第一群～第四群言語科目：2021年度以前に入学した学生については、第一群～第三群言語科目）6単位を含む40単位を修得することが必要である。

